お知らせのラスア

地価公示価格がご覧になれ ます

1月1日現在の地価公示価格(国が 区内の一般的な画地を抽出し、1㎡ 当たりの価格を公表したもの)が区 民事務所(練馬を除く)や図書館、経 理用地課(区役所東庁舎3階)でご覧 になれます。 **▶問合せ:**経理用地課 管財係☎5984-2807

小冊子[学びと文化のイベ ント情報」を発行

上半期に区内で開催する文化イベ ントや講座などを紹介しています。 ▶配布場所:区民事務所(練馬を除 く)、図書館、地区区民館、生涯学 習センター、区民情報ひろば(区役 所西庁舎10階)、文化・生涯学習課 (同本庁舎8階)など▶問合せ:生涯 学習センター☎3991-1667

自動車税種別割・軽自動車税 種別割の納税通知書を発送

自動車税種別割は5月1日(月)、軽 自動車税種別割は10日份に発送し ます。納期限は31日似です。 〈減免の制度があります〉

身体障害者手帳などをお持ちの方 が使用する自動車で、一定の要件に 当てはまる場合は①自動車税種別割 ②軽自動車税種別割の減免が受けら れます。5月31日 必までに申請が必

◎問合せ:①東京都自動車税コール センター☎3525-4066②税務課 税証明・軽自動車税担当☎5984-

給与から差し引かれる方へ 令和5年度の税額通知書を 発送

特別区民税・都民税(住民税)が給 与から差し引かれる方には、5月10 日冰に勤務先に発送します。個人で 納める方や公的年金から差し引かれ る方には、6月9日金に発送する予 定です。**▶問合せ:**区税第一~第四 係☎5984-4537

国民健康保険

加入・脱退の手続きは14日 以内に

職場の健康保険を脱退した方は国 民健康保険への加入手続きを、職場 の健康保険に加入した方は国民健康 保険の脱退手続きを14日以内にし てください。

国民健康保険への加入手続きが遅 れた場合でも、保険料は職場の健康 保険を脱退した日までさかのぼって お支払いいただきます。脱退手続き が1年以上遅れた場合、払い過ぎた 保険料が戻らない場合があります。 ▶手続きに必要なもの: A 国民健康 保険に加入する方…職場の健康保険 の資格喪失証明書 B 国民健康保険 を脱退する方…国民健康保険証と職 場の健康保険証(全員分) A B とも… ①届出人の本人確認ができる書類② 世帯主と届け出の必要な方全員のマ イナンバーが確認できる書類**▶届け** 出先:こくほ資格係(区役所本庁舎3 階)、こくほ石神井係(石神井庁舎2 階)、区民事務所(練馬・石神井を除 く) ※郵送可。**▶問合せ:**こくほ資 格係☎5984-4554

事業者向け

ボランティア担当者基礎研修

▶対象:福祉施設や病院、地域活動 団体などでボランティアの受け入れ に携わる方▶**日時:**6月12日側午後 1時30分~4時30分▶場所:ココネ リ3階▶定員:40名(先着順)▶費用: 1,000円▶申込:6月1日休までに電 話で練馬ボランティア・地域福祉推 進センター☎3994-0208

住まい・まちづくり

都営住宅の入居者を募集 (都公募分・地元割当分)

申し込み資格など詳しくは、申込 書と一緒に配布する募集案内をご覧 ください。 ※都公募分と地元割当 分は、それぞれの申し込み資格を満 たせば、両方に申し込めます。 地元割当分は、1~2人世帯向け3戸、 2人以上世帯向け1戸。▶申込書・ 募集案内の配布期間:5月8日 (月)~ 16日(火)▶配布場所:区民事務所(練 馬を除く)、図書館(南大泉図書館分 室を除く)、区役所庁舎案内(本庁舎 1・2階)、住宅課(同13階) ▶問合せ: 都公募分…東京都住宅供給公社☎ 3498-8894、**地元割当分**…住宅課 住宅係☎5984-1619

耐震相談会

(一社)練馬区建築設計事務所協会 の建築士が、耐震改修や助成に関す る相談にお応えします。 ▶ **日時:**5 月21日四午後1時~4時の間の45分 間 **▶ 場所:** 石神井庁舎5階 **▶ 申込:**5 月19日 金までに電話で耐震化促進 係☎5984-1938

商店街を 盛り上げよう!

空き店舗への新規出店を応援! ~店舗改修費などを補助します

石神井公園商店街または栄町本通り商店街で 新規出店し、商店街の活性化に取り組む事業者 に店舗改修費などを補助します。▶補助内容:店 舗改修費(限度額100万円)など▶問合せ:商店街 について…石神井公園商店街振興組合☎5393-4286 (午前9時~午後5時)、栄町本通り商店街 振興組合☎3991-0954(水曜を除く午前9時~ 午後6時)、補助金・申し込みについて…商工係 **2**5984-2675



▲石神井公園商店街



▲栄町本通り商店街

5/3 祝

憲法記念日に寄せて ~人権について考える

憲法は、基本的人権の尊重を大きな柱の一つとしており、侵すことので きない永久の権利として一人ひとりの人権を保障しています。

いじめや虐待、障害のある方や性的マイノリティーの方などに対する誹 謗・中傷など、相手の人権を考えない行為が依然としてなくなりません。 外国人や同和問題(部落差別)に関する差別的な落書きやヘイトスピーチ などの差別行為も発生しています。

私たちは多くの人と関わり合いを持って生きています。一人ひとりが自 分らしく、他の人たちと幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、 認の合つことか必要です。

平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」と「本邦外出身者に対 する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトス ピーチ解消法)」が、31年に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊 重の理念の実現を目指す条例」が施行され、法令の整備が行われてきまし

た。区では、差別を許さないという認 識のもと、人権尊重に関するセミナー やパネル展を開催し、周知・理解促進 に取り組んでいます。

人権問題を身近な問題と捉え、支え 合う社会を築いていきましょう。

▶問合せ:人権・男女共同参画課☎ 5984-1452



セミナーの様子

用途地域等の変更を行いました

区は、都の用途地域の変更に合わせて、特別用途地区・高度地区・防 火地域及び準防火地域・地区計画の変更を行いました。変更後の用途地 域等は、都市計画課(区役所本庁舎16階)や区ホームページ

でご覧になれます。**▶問合せ:**都市計画課土地利用計画担当 係☎5984-1544



麻しん(はしか)・風しん

予防接種を受けましょう

申込先・問合せ 予防接種係☎5984-2484

麻しん(はしか)は、感染すると重い合併症を引き起こすことがあります。 風しんは、妊娠中の方が感染すると生まれてくるお子さんに心疾患や白内 障、難聴などの影響が出る可能性があります。

お子さんが感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないため にもなるべく早めに予防接種を受けましょう。

定期予防接種

	第1期	第2期
対象	生後12~24カ月児	平成29年4月2日~ 30年4月1日生まれのお子さん
予診票の送付時期	生後11カ月になる月	3月に送付済み

任意予防接種

定期予防接種を受けられなかった方を対象に、任意予防接種の費 用を全額助成しています。**▶対象**:定期予防接種の対象とならない2 ~18歳の方▶申込:電話または区ホームページで予防接種係へ

|Ⅲ 믦 〈風しんの抗体検査もお早めに〉

抗体検査が済んでいない昭和37年4月2日~54年4月1日生まれの 男性を対象に、クーポン券を発送しました。 ※抗体検査の結果、 数値が低い方には予防接種を行っています。